

スラリー安定化処理設備に関する確認事項

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

第91回特定原子力施設監視・評価検討会（令和3年6月7日）において、令和3年1月7日付け（令和3年4月15日付け補正）で提出された実施計画の変更認可申請（スラリー安定化処理設備の設置）について、以下の事項を確認した。

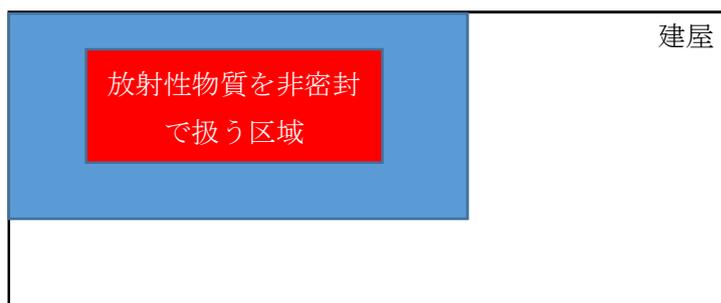
- ✓ 脱水物の保管容器について、長期的な保管が達成できるよう腐食評価等を見直し、その結果に応じて設計を変更すること。
- ✓ 当該設備における設計方針について、「脱水物は水分を保有していることから放射性ダストが飛散する恐れは低い」という前提の下で設計がなされているが、非密封かつ高放射能の放射性物質を取り扱うことから、「放射性ダストが飛散する恐れがある」という考え方に変更すること。

上記事項については、東京電力と原子力規制庁の間で合意が得られたものと認識している。

また、当該設備について、原子炉等規制法上、使用施設に対する規制を準用することが適切であるため、取り扱う放射性物質の性状・量を適切に考慮した上で、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に準じた設計とすることを求める。その際に、安全上の問題、懸念などが生じる場合には、早急に具体的説明をすること。

なお、議論のあった閉じ込め機能としては、上記基準に準じて、具体的に以下を求めるものである。

- ✓ 非密封の放射性物質は、限定された区域内で取り扱う設計とすること。その区域は気密性の確保・負圧維持などにより、放射性物質を漏えいさせない設計とすること。
- ✓ 非密封で扱う区域の外側に中間的な区域を設け、漏えいした場合にもその中間的な区域内に保持することができる設計とすること。



イメージ（平面図）